報告事項コ

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について、別紙のとおり報告します。

平成 2 4 年 4 月 1 7 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濵 純 一

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局の組織の改正その他の所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 教育委員会事務局本庁の課内室以外の内部組織を廃止する。
- (2) 附属機関に鳥取県スポーツ審議会を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

改 正 前

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

改 正 後

鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

W # K	N # 13
(本庁及び <u>課内室</u> 並びに本庁機関の内部組織の設置)	設置)
第3条 本庁として別表第1の第1項から第4項まで、第6項、第7項、第9項、第10項及び第12項の左欄に掲げる課 <u>を置き、本庁の各課に</u> それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる <u>課内室</u> を置く。	
2 略	2 略
(本庁及び本庁機関の分掌事務) 第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 (1)~(11) 略 (12) <u>本庁の各課及び本庁機関(以下「課等」とい</u> <u>う。)の</u> 予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。	 (本庁及び本庁機関の分掌事務) 第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 (1)~(11) 略 (12) <u>各課等</u>の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。
(13)~(22) 略 教育環境課~スポーツ健康教育課 略 2及び3 略	(13)~(22) 略 教育環境課~スポーツ健康教育課 略 2及び3 略
(<u>課内室</u> の分掌事務) 第5条 本庁の <u>課内室</u> の分掌事務は、本庁の各課の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。	(<u>係等</u> の分掌事務) 第5条 本庁の <u>内部組織</u> の分掌事務は、本庁の各課の 長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければ ならない。 2 略
(職制) 第7条 <u>課等、</u> 本庁 <u>の課内室</u> 及び本庁機関の内部組織 に、それぞれその長を置く。 2 略	(職制) 第7条 本庁の各課及び本庁機関(以下「課等」という。)並びに本庁及び本庁機関の内部組織(以下「係等」という。)に、それぞれその長を置く。 2 略
第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり	第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり

とする。

- (1)~(4) 略
- (5) 課長補佐及び主幹 課等の長又は室長を助け て、課等の事務に従事し、<u>課等の長又は室長</u>に事故 務に従事し、<u>課長</u>に事故がある場合は、その職務を がある場合は、その職務を代行する。
- (6)~(11) 略

(教育局の設置)

<u>び担当</u>を置く。

別表第1(第3条関係)

1 教育総務課	
2 教育環境課	
3 小中学校課	
4 特別支援教	
育課	
	高等特別支援学校準備室
略	
6 高等学校課	
	高校教育企画室
7 家庭・地域	
教育課	
略	
9 人権教育課	
	育英奨学室
10 文化財課	
	歴史遺産室
略	
12 スポーツ健	健康教育室
康教育課	

別表第2(第18条関係)

<i>,</i> ,,	1.6(2) = (2)	ל אמונאואני	
	附属機関	担任する事務	庶務担当機
			関
	鳥取県教育	鳥取県教育審議会条例	教育総務課
	審議会	(平成18年鳥取県条例第	
		12号)第3条の規定によ	
		る教育委員会又は知事の	
		諮問に応じて行う学校教	

とする。

- (1)~(4) 略
- (5) 課長補佐及び主幹 課長を助けて、課等の事 代行する。
- (6)~(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を 第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を 分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる<u>係及</u> 分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる<u>係等</u> を置く。

略

別表第1(第3条関係)

1.65 to 1. (N) 2 W.	7107)
1 教育総務課	総務担当、給与担当、人事担当、
	企画調整担当、福利担当、教育行
	<u>政監察担当</u>
2 教育環境課	管理・施設助成担当、高等学校整
	備・情報化担当、建築技術担当
3 小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係
4 特別支援教	総務担当、管理係、指導係
育課	
	高等特別支援学校準備室
略	
6 高等学校課	学事担当、管理係、指導係
	高校教育企画室
7 家庭・地域	<u>管理担当、地域社会教育担当、家</u>
教育課	<u>庭教育担当、生涯学習振興係</u>
略	
9 人権教育課	社会教育担当、学校教育担当
	育英奨学室
10 文化財課	管理担当、文化財係
	歴史遺産室
略	
12 スポーツ健	総務担当、体育・スポーツ担当
康教育課	
	健康教育室

別表第2(第18条関係)

/)	14(3) 2 (3) (7/1/ 5 1/1/1/7	
	附属機関	担任する事務	庶務担当機
			関
	鳥取県教育	鳥取県教育審議会条例	教育総務課
	審議会	(平成18年鳥取県条例第	
		12号)第3条の規定によ	
		る教育委員会又は知事の	
		諮問に応じて行う学校教	

	育、生涯学習、青少年教			育、生涯学習、青少年教	
	育、文化芸術等の振興に			育、文化芸術等の振興に	
	関する重要事項について			関する重要事項 <u>及びスポ</u>	
	の調査審議 <u>及び</u> これらの			-ツの振興に関する重要	
	事項についての教育委員			<u>事項</u> についての調査審議	
	会又は知事に対する建議			<u>並びに</u> これらの事項につ	
	に関する事務			いての教育委員会又は知	
				事に対する建議に関する	
				事務	
略			略		
鳥取県立博	博物館法第20条 <u>の規定</u> に	博物館	鳥取県立博	博物館法第20条に基づく	博物館
物館協議会	基づく博物館長の諮問に		物館協議会	博物館長の諮問に応じて	
	応じて行う館長に対する			行う館長に対する意見具	
	意見具申に関する事務			申に関する事務	
鳥取県スポ	鳥取県スポーツ審議会条	スポーツ健			
ーツ審議会	例(平成24年鳥取県条例	康教育課			
	第6号)第2条の規定に				
	よる教育委員会又は知事				
	の諮問に応じて行う鳥取				
	県スポーツ振興計画その				
	他のスポーツの推進に関				
	する重要事項についての				
	調査審議及びこれらの事				
	項についての教育委員会				
	又は知事に対する建議に				

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

〇島取県教育委員会事務局等組織規則

昭和39年4月1日 島取県教育委員会規則第5号

> 【臨取県教育委員会事務局組織規程】をここに公布する。 島取界教育委員会事務局等組織規則

(平17教委規則8・改称)

島取県教育委員会事務局組織規程。個和31年4月島取県教育委員会規則第3号」の全部を改正する。

總則(第1条·第2条)

地方機関の組織 (第13条一第17条) 木庁組織(第3条一第12条) 第1章

本庁機関以外の教育機関(第19条) 附属機関(第18条) 第34 第44 第54 第54

職員の定数(第20条) 第6章 第7章

雑川 (第21条)

第1章 緒田

(祖祖)

この規則は、教育委員会の権限に属する事務を処則させるための組織を結成する機関(教育長及 び学校を除く。以下同じ。)の設置、内部組織、所等専務その他の組織上必要な事項を規定するもの 年1条

(平17教委規則8·平19教委規則1·平22教委規則3·一部改正)

(機関の分類)

教育委員会の福限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関は、教育委員会事務

局、附属機関及び教育機関とする。

本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち教育長の直近下位に設けられる課をいう。 教育委員会事務局は、本庁と地方機関とに区分する。

地方機関とは、教育委員会事務局の内部組織のうち本庁以外のものをいう。

附属機関とは、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基づき設置される階属機

教育機関は、本庁機関と本庁機関以外の教育機関とに区分し、本庁機関は、次の各号に掲げる教育 機関とする。 関をいう。

鳥取県教育センター設置条例 昭和48年鳥取県条何第6号]第1条の規定により設置された鳥取県 教育センター(以下「教育センター」という。 0

島取県立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年島頂馬条側第7号)第2条の規定により設置

(2)

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例 (昭和14年島取県条例第29号) 第2条の視定により設 された島取県立図書館(以下「図書館」という。 (3)

留された鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)

木庁及び木庁機関は、木庁組織とする。

(平22教委規則3・追加、平23教委規則2・一部改正

第2章 本庁組織

(本庁及びその内部組織後がに本庁級国の内部組織の設置

る限とし、その事務を分栄させるため、それぞれ同去のこれらの項の右側に掲げる係、玄その他の内 第3条 本庁は<u>別表第1の第1項</u>から第4項まで、第6項、第7項、第9項、第10項及び第12項の左綱に掲げ 部組織を置く。

県教育委員会規制第7号。以下「博物館規制」という。)第2条第1項の規定により別表第1の第5項、第 「図書館規則」という。1第2条第1項又は島取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年島里 8項及び第11項の左欄に掲げる本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ同表のこれらの項の右欄 鳥原県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年島取県教育委員会規制第4号。以下「教育セ ンター規則』という。) 第3条第1項,鳥取県立図書館管理規則 (平成2年島取県教育委員会規則第2号。 に掲げるとおりである。

(四43数委共同3-1343数委共则5-昭45教委共则5-四47教委规则3-四48教委规则5-师50教委 ULD13、1851教委規D13、1852教委規則6、1853教委規則2、8854教委規則2、8854教委規則3、18 http://10.1.21.250/HAS-Shohin/jsp/fobunPrint?outputic=1334043902449&memoWin... 2012/04/10

2/11 ページ

到7 · 平15教委规则3 · 平14教委规则9 · 平15教委规则3 · 平16教委规则2 · 平17教委规则8 · 平18 2、平6数委規則2、平7教委規則2、平8教委規則1、平9教委規則2、平11教委規則1、平12教委規 教委規则9.平19教委規則1.平20教委規則1.平21教委規則1.一部改正、平22教委規則3.旧 82数委规则5、昭63教委规则6、平元教委规则4、平2数委规则3、平3教委规则1、平5数委规则

第2条黨下,一部改正、平23数委與JJJ2,一部改正 (木)で及び木庁報图の分割事化)

本庁においては、次の事務をつかさどる。

教育総防盟

教育委員会の会議に関すること。

教育委員会規則の制定及び改敗に関すること。

事務局及び学校以外の教育機関 (以下「事務局等」という。)の組織、職員の定数及び任免その

他の人事に関すること。

事務局等の職員の組織する職員団体に関すること

- 市務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校 (別稚園を除く。<u>第17号、第19号</u>及び 安砂に関すること。

第20号、小中学校課の項第2号から第5号主て並びに第15条第4号及び第6号において国じ。)の教職 員の給与(は職手当及び国庫負担金に関することを除く。)に関すること。

教育行財政の総合企団及び広報並びに教育行政に関する相談に関すること。

市町村教育委員会(市町村の組合に置かれる教育委員会を含む。以下同じ。)の組織及び運営に

関する指導、助音及び情報提供に関すること。

地方分権の推進に関すること。 6

教育分野における国際交流の総括に関すること。

01)

教育の関連及び統計に関すること。

各課等の予算権型、連絡調整及び航務に関すること。 公印の管守に関すること。

公文哲の保管に関すること。

教育局に関すること。

公益法人に係る事券の総括に関すること。

事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の原生結判に関すること。

事務局等の職員及び県立学校の教職員の衛生管理に関すること。 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の退職手当に関すること。

事務局等の職員及び県立学校の複職員並びに市町村立学校の教職員の公務災害に関すること。 公立学校共済組合の業務に関すること。

中の包含語は中の形物に関しないこと。

数音環境課

教育財産の管理に関すること。

県立学校の校地、校舎その他施設設備の路舶に関すること。

市町村立学校の施設登銀に係る補助事業に関すること。

(2) 熙立华 (3) 市町村 小中华校徽

市町村立学校の設置、廃止及び管理の指導に関すること。 8

市町村立学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

県立学校の教職員及び市町村立学校の教職員の給与に係る国庫負担金に関すること。

市町村立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。

市町村立学校の学級福御に関すること。

市町村立学校(特別支援学校を除く。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する

市町村立学校(幼稚園及び特別支援学校を除く。)の教科用図書及び教材の取扱いに関するこ 0

市町材教育委員会との連絡網絡に関すること(他談等の所等に属するものを除く。)。 8

教育戦員の免許状に関すること

特別支援教育課

県立特別支援学校の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

県立特別支援学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

http://10.1.21.250/HAS-Shehin/jsp/JcbunPrint?outputid=1334043902449&memoWin... 2012/04/10

- 県立特別支援学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
- 公立の特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - 公立の特別支援学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
 - 996
- 公式の特別支援学校及び特別支援学数の生徒、児童及び幼児の就学奨励に関すること。
- 特別支援教育に関する地域の中心的な役割を果たす県立特別支援学校の体制の整備に関するこ

高等学校課 N

- 限立高等学校の設置、廃止及び管理に関すること。
- 県立高等学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。
- 県立高等学校の教職員の組織する職員団体に関すること。
- 県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。 883888888
 - 県立高等学校の入学選抜に関すること。
- 泉立高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 泉立高等学校の教科用図書及び教材の仮扱いに関すること。
- 高等学校卒業程度認定試験に関すること。 県立論物学校の授業料に関すること。
- 県立高等学校の任り方に関すること。
- 生徒及び児童の挙力向上に関すること。
 - ·地域教育課 於所
- 生産学習の推進に関すること。
- 社会教育の充実に関すること。
- 情報教育(社会教育に関するものに限る。)に関すること。
- 県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家に関すること。
- 社会教育施設に関すること(他歌の所等に属するものを除く。)。 社会教育主事の資格認定に関すること。
 - 社会教育関係団体に関すること。

(2) 计分别 (3) 计分别 (4) 计分别 (4) 计分别 (4) 计分别 (4) 计分别 (5) 计分别 (5) 计分别 (6) 计分别 (6)

- 人権教育の企画に関すること。
- 進学奨学事業に関すること。
- 人権教育の指導に関すること。
 - 育英数学事数に関すること。

- 文化財の保護に関すること。
- 表木晩田遺跡及び青谷上寺地遺跡の保存及び活用に関すること。 3
 - 鳥取県埋機文化財センターに関すること。 £ 5 3
- 島取県立むきばんだ史跡公園に関すること。
- 文化施設に関すること。
- ユネスコ活動に関すること。
 - ーツ促球教育部
- 学校体育に関すること。
- 生涯スポーツの振興に関すること。
- 競技スポーツの向上に関すること。
 - 県営社会体育施設に関すること。
- 学校保健に関すること。 88588
- 学校安全に関すること。
- 学校医の公務災害補償に関すること。 学校給食及び食育に関すること。 8 8
- 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のと
- 教育関係職員の研修に関すること。 0
- 教育に関する研究調査に関すること。
 - 教育和数に関すること。 586
- 特別支援教育についての児童等の身体障害及び知的障害の検査に関すること。

皆報教育の推進に関すること。

- 学校教育の総合的かつ専門的な支援に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか教育の治薬及び服興を図るために必要な事業に関すること。
 - 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。

- 周書館資料 (図書館法 (昭和25年法律第118号) 第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同 」の調査、研究、収集、整理及び保存に関すること。
- 図母館資料の利用に関すること。
- 図書館資料に係る参考相談に関すること。
- 他の図書館又は図書伝との道線及び協力に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか県民の教育及び文化の発展のために必要な事業に関すること。

- | 俾物館資料 (博物館法 個和26年法律第285号) 第2条第3項に規定する博物館資料をいう。以下同 じ。)の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。 0
 - 海物館資料の利用に関すること。
- 専物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究に関すること。
- 教育活動その他の活動の機会の提供に関すること。
- 也の博物館、図書館、学校等との連絡及び協力に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか県民の教育、学術及び文化の発展のために必要な事業に関するこ

(B45.以以5·B46教委块以6·B47教委规则3·B48教委规则5·B50教委规则3·B52教委规则 见则1,平5数委见则2,平6数委规则2,平7数委规则2,平8数委规则1,平10数委规则1,平11数 教委規則1・平21教委規則1・一部改正、平22教委規則3・旧第3条鎮下・一部改正、平23教委規 6,昭53教委周期2,昭55教委凤明3,昭63教委规期6,平元教委规期4,平2教委规期3,平3教委 3.平15教委规则13.平16教委规则2.平17教委规则8.平18쐯委规则9. 平19教委规则1.平20 委規則1,平12教委規則7,平、3教委規則3,平13教委規則16,平14教委規則9,平15教委規則 ・一部政治

(家等の分泌事治)

木庁の内部組織の分野事形は、木庁の各談の長がにれを伝め、その都度教育表に報告しなけれ

本庁義因の内部組織の分等事務は、教育センター規則、図時館規則及び博物館規則の定めるところ ばならない。

(平6教委規則2·全弘、平9教委規則2·平17教委規則8·平19教委規則1·平21教委規則1·一部 改正、平22教委规则3·旧第4条辩下·一部改正) いいる。

田政府境の参議、本庁組織における国路開路を図るため、課長会議を聞く。 250条

課長会議は、本庁組織の長をもって構成し、教育長がこれを主等する。 (四48教委規則5・昭50教委規則3・昭50教委規則1・平5教委規 则2·平6教委规则2·平8教委规则1·平11教委规则1·平16教委规则2·一篇改正、平22教委规 即3·旧第5条繰下·一部改正)

第7条 本庁の名訳及び本庁機関(以下「崇奉」という。)並びに本庁及び本庁機関の内部組織(以下「条 という。)に、それぞれその長を置く。

城教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財職に文化財主 及補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、 位を置くことができる。

委規則3,平16教委規則18,平17教委規則8,平18教委規則1,平20教委規則1,一部改正、平22 委规则5、图50教委规则3、图51教委规则3、图53教委规则2、图54教委规则2、图55教委规则3、 昭63教委规则6、平元教委规则4、平3教委规则1、平5教委规则2、平6教委规则2、平8教委规则 1,平9数委规则2,平11教委规则1,平12数委规则7,平14数委规则9,平15数委规则3,平16数 (四43教委規則5,四43教委規則10,昭44教委規則5,四45教委規則6,昭47教委規則3,昭48教 教委規則3・旧第6条辯下・一部改正、平23教委規則2・一部改正)

前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

- 戦等の長 上司の命を受け、誤等の事務を採現する。
- 係長 上司の命を受け、その係に属する事務を処則する。 38
- 教育次長及び次長、教育長を助けて、事務局の事務を察理し、教育長に事故がある場合は、 の職務を代行する。
 - 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。 理事監、参事監、参事及び室及
- 課長補佐及び主幹 誤長を助けて、職等の事務に記事し、課長に事故がある場合は、その職務 3 6
- を代行する。
- 義務教育主査 上司の命を受け、小学校及び中学校並びに特別支援学校及び特別支援学級にお 別主幹 上司の合を受け、誤等の事務を処理する。 (9)
- ける学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事 流に参画する。
- 高校教育主義。上司の命を受け、高等学校における学校教育に関する専門的事項の指導並びに 学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事治に参画する。
- (9) 社会教育主査 上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の助言と指導に係る事務に参順
- 指導主査 上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に参画する。 文化財主査、上司の命を受け、文化財に関する専門的事項に係る事務に参加する。
- (6043数委规则10,6044数委规则5,6045数委规则6,1647教委规则3,6248教委规则5,1626数 平3枚委规则1,平5数委规则2,平6教委规则2,平9教委规则2,平10教委规则1,平11教委规则 委从则3、昭51教委规则3、昭53教委规则2、昭54数委规则2、昭55教委规则3、昭63教委规则6
- 1.平12教委規則7.平14教委規則9.平15教委規則3.平16教委規則2.平16教委規則18.平17 教委規則8 - 平18教委規則1 - 平19教委規則1 - 一部改正、平22教委規則3 - 旧第7条辯下、平23 教委規則2·一部改正)
 - 前2条の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に係る職間は、教費センター規
 - 図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。 ä

(平17教委規則8・追加、平19教委規則1・平21教委規則1・一部改正、平22教委規則3・旧第7条

(神形処理の例外)

第10条 主管が明らかでない事項があるときは、教育及が定める。

(平22教委規則3・旧第8条縦下)

臨時又は特命の事項については、第4条の規定にかかわらず体に職員を指定し、又は領域会 第二条

協議会等を設けて事務を処理させることができる。 (平22教委規則3·旧第9条線下·一部改正)

(原律の議員の事依分担)

第12条 歌等に属する駿贝の分担事務は、歌等の長がこれを定め、その部段教育長に報告しなければな

(昭48教委規則5,昭50教委規則3,昭53教委規則2,昭55教委規則3,平3教委規則1,平5教委規 则2·平6数委规则2·平11数委规则1·平16数委规则2·一部改正、平22数委规则3·旧第10条缀

地方機関の組織 353章

(平16教委規則2・改称)

(教育局の設督

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分等させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係 等を置く。

计的独作 问	子事年、	字事餘、字仪表百衞、任宗教百担益	化完款百担当
9部教育局	学事条、	学校教育係、	学事係、学校教育縣、社会教育担当
有部教育局	学事係、	学事係、学校教育係、社会教育担当	社会教育担当

(平13教委規則3・平14教委規則9・平15教委規則2・平18教委規則9・一部改正、平22教委規則 3. 旧第11条镇下、平23级委规则2. 一部改正) (教育局の位置及び管轄区域)

第14条。教育局の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

哲較区境 你图

島政市 鳥取布、岩炎郡、八風部

自吉市、東伯郡 台古市 中部教育局

西部教育局 米子市 米子市、境池市、西伯郡、

[平13教委规則3·平16教委规则19·平18教委规則9·一部改正、平22教委規則3·旧第12条機

(教育局の分割事務)

教育局においては、次の事務をつかさどる。

- 公印の管守に関すること。
- 職員の身分及び服務に関すること。
- 市町村教育委員会の組織及び巡営に関する指導、助言及び情報提供に関すること。 383686
 - 市町村立学校の教職員の人事に関すること。
- 市町村立学校の学校選営、教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。
- 市町村立の小学校及び中学校の児童及び生徒の航学義務の免除及び紹介に関すること。 市町村立学校の教科用図書及び教材の収扱いに関すること。
- 投行の調査及び統計に関すること。
- 学校保健及び学校給食に関すること。

 - 学校体育及び社会体育に関すること。
 - 生涯学習及び社会教育に関すること。
- 公立学校共済組合に関すること。
- [平5枚委規則2,平13枚委規則3,平18執委規則9,一部改正、平22枚委規則3,旧第13条織下] 教育関係団体との連絡及び必要な指導及び助信に関すること。

第16条 教育局に局域を、国口へ原に原収を置く。

(教育局の職制及び職務)

- 特に必要があると認めるときは、教育局に次長、主幹又は副主幹を置くことができる。
 - 局長は、上司の命を受け、局員を指揮監督し、周務を採理する。
 - 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。
- 次長は、局長を助けて、局路に従事し、局長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- 主幹及び副主幹は、上司の命を受け、局筋を処理する。
- (1843教委规則10。1845教委規則6,1848教委規則5,平12教委規則7,平15教委規則3,平18教 委規則1·平18教委規則9·一部改正、平22教委規則3·旧第14条織下
- 第17条 地方機関に属する職員の分担事務は、地方機関の長がこれを定め、その都度教育長に報告しな (地方機関の職員の事務分担) ければならない。

(平16教委規則2·一第改正,平22教委規則3·田第15条辯下)

第4章 附属機関

(平22数を規則3・追加)

第18条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより置かれた附属 機関は、<u>別表第2</u>の左欄に掲げるとおりであり、これらの担任する事務又は庶務をつかさどる機関 は、それぞれ同志の中傷又は右側に掲げるとおりである。

(平22教委規則3・近加)

第5章 本庁機関以外の教育機関

(平17教委規則8・並加、平22教委規則3・旧第3章の2織下・改称)

内部組織、分等事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ回表の占相に掲げる規則により 第2条第6項に規定する本庁機関以外の教育機関は、次の表の左綱に掲げる教育機関とし、その 別に定めるものとする。

船上山少年自然の家	局取界立路上川少年自然の家の青典連営に関する現場 既和32年局取 異教音委員会規制第4号1	
大山青年の家	島政県立大山青年の家の管理派営に関する規則 (印種52年島取県教育 委員会規則第3号)	1.
埋蔵文化財センター	島政県加級文化財センターの管理運営に関する規則傾和57年島政県	_

パーペーパ

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

则明和52年教委员即第6号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。 附 则 昭和53年教委規印第2号]

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

则(昭和54年教委規則第2号

(四46教委規則6・旧第16条徽下・一部改正、四4教委規則3・一部改正、四52教委規則6・旧第 50条键1:一部设正、四63教委规则6,旧第18条键上、平3教委规则1:平5教委规则2,平6数委规则2,平11教委规则1,平16教委规则2:一部改正、平22教委规则3,旧第16条辖下)

(平17教委规则8·追加、平18教委规则9·平19教委规则1·一部改正、平22教委规则3·旧第15

(昭63教委規則6·旧第5章鐵上、平22教委規則3·旧第4章鐵下) 水庁及び各地方機関に置かれる職員の定数は、別に定める。

条の2線下・一部改正

第6章 脳員の定数

(職員の定数)

第20条

島取県立むきばんだ虫跡公園の管理運営に関する規則(平成22年島取 県教育委員会規制第2号)

教育委員会規則第2号

むきばんだ史勝公園

四46数委规则6·印第17条操下、昭52数委规则6·即第21条额上、昭63数委规则6·旧第19条徽

(昭63数委规则6·旧第6定维上,平22数委规则3·旧第5章维下)

第7条

この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

3521条

上、平22枚委規則3·旧第17条線下)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。 好 则(昭和43年教委規則第3号) 川(昭和43年教委規川第5号)

この規則は、昭和44年1月1日から施行する。 この規則は、昭和43年7月1日から施行する。

则(昭和43年教资规则第10号)

この規則は、昭和4年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年教委規則第5号)

この規則は、昭和45年5月1日から旅行する。

この規則は、公布の日から施行する。 則(四和45年教委規則第5号) 则(昭和45年教委規則第6号) 则(昭和46年教委規則第6号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

则(明和55年教委規則第3号)

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正) この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

教育委員会事的局の職員の職の殺闘等に関する規則 (昭和44年12月 臨取県教育委員会規則第9号) の一 部を次のように改正する。

(次のよう) 略

则(昭和62年教委規則第5号)

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 即 侧和63年教委员训第6号

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

程作を回り

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

教育会員会事務局の職員の職の設置等に関する規則 (昭和44年12月島取県教育委員会規則第9号)の一 部を次のように改正する。

(次のよう) 略

阳 四(平成元年教委規則第4号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

この規則は、平成2年4月1日から施行する。 則(平成2年教委規則第3号)

則(平成3年教委規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

则(平成5年教委規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。 則(平成6年教委規則第2号)

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(個和4年12月烏取県教育委員会規則第9号)の一

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

この規則は、公布の日から施行する。

(相行道日)

*

この規則は、平成7年4月1日から施行する。 この規則は、平成6年4月1日から施行する。 川 (平成7年教委規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。 则(平成8年教委規則第1号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。 则(平成9年教委规则第2号

この規則は、平成10年4月1日から施行する。 川(平成10年教委規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。 則(平成11年教委規則第1号)

教育委員会事労馬の職員の職の設置等に関する規則 (昭和44年12月島収県教育委員会規則第9号) の一

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

この規則は、昭和48年4月1日から滅行する。

(施行期日)

1

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

则(昭和47年教委規則第3号) 川(昭和48年教委規則第5号)

係を次のように改正する

[次のよう] 路

この規則は、平成12年4月1日から施行する。 则(平成12年教委規則第7号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。 则(平成13年教委见则第16号) 川(平成13年教委規則第3号)

http://10.1.21.250/HAS-Shohin/jsp/JobunPrint?outputid=1334043902449&memoWin... 2012/04/10

http://10.1.21.250/HAS-Shohin/jsp/JobunPrint?outputid=1334043902449&mcmoWin... 2012/04/10

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

(落行越田)

则(昭和49年教委規則第11号)

部を次のように改正する。

[火のよう] 略

この規則は、公布の日から施行する。 则(昭和50年教委規則第3号

8

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

的 则(平成14年教委规则第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

的 四(平成15年教委規則第3号)

(衛行期日)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。 (教育委員会事務局の職員の職の戦略等に関する規則の一部改正)

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(開和44年島取県教育委員会規則第9号)の一部を

次のように改正する。

(次のよう) 略

附 四(平成15年教委規則第13号)

この規則は、平成15年7月1日から拡行する。

时 川(平成16年教委規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。 (施行期日)

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(曙和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を

女のように改正する。

(火のよう) 118

(日本の国籍を行しない始を任用することができない。) 日本の国籍を行わる 現日の一海及170日 日本の国際を行しない始め任用することができない 職の適田を行める 昭三 年成15年時長県教育教団 会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(火のよう) 略

附 则(平成16年教委規則第18号) (施行期日)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則 (昭和44年)原限教育委員会規則第5号) の一部を

火のように改正する。

(次のよう) 略

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則「平成12年島収県教育委員 日本の国籍を行しない者を任用することができない職の利用を定める規則の一部改正 会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう) 略

则(平成16年教委規則第19号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 则(平成17年教委規則第8号)

(施行期日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則 (昭和14年馬取県教育委員会規則第9号) の一部を 次のように改正する。

(次のよう) 路

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

日本の国籍を有しない者を任用することができない戦の衛囲を定める規則(平成12年鳥収県教育委員 会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう) 略

附 则(平成18年教委規則第1号)

(施行期日)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過指置)

駿弘の落中に割する条色帯の一部を表出する条置 (平成11年間収取条例路109年) 路辺路5点、路6度、 第10項、第11項又は第24項の規定の適用を受ける職員の職については、主査にあっては平成19年3月

アーシ 11/01

31日まで、主任及び専門学芸員にあっては平成20年3月31日までの間、なお従前の何による。

则(平成18年教委規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の頂囲を定める規則(平成12年島収県教育委員 (日本の国籍を有しない者を任用することができない職の領囲を定める規則の一部改正) 会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう) 略

附 即 (平成19年教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 则(平成20年教委规则第1号

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

崩 則 (平成21年教委規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年教委規則第3号) 抄

この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附 则(平成23年教委規則第2号 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平22枚委規則3·追加、平23枚委規則2 一部改正) 別表第1(第3条関係)

-	1 教育総務課	総務担当、給与担当、人事担当、企画網接担当、福利担当、教育分配等報告
~	教育環境課	管理·施設助於担当、高等學校整備·情報化担当、建築技術担当
50	小中学校课	就学助成担当、管理係、指導係
4	特别支援教育課	総防担当、管理係、指導係
		高等特別支援华校準備室
2	教育センター	教育センター規則第3条約1項に定める課及び室並びに係
9	所等學校課	学事担当、管则係、指導係
		高权教育企副查
-	家庭·地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習長與係
00	短節医	以母館規則第2条第1項に定める課、室、係及び担当
6	人権教育課	社会教育担当、学校教育担当
	•	育英獎學室
10	文化財票	管理担当、文化財係
		際史號遊客
Ξ	林 9 底	博物館規則第2条第1項に定める課、係及び担当
12	スポーツ健康教育課	総務担当、体育・スポーツ担当
		经证据小额

別表第2、第18条関係

(平22教委規則3·追加)

		_
東新担当機関	教育裝飾課	
担任する事務	<u>島取民教育常議会条例「平成18年島取民条例第13</u> 号 第3条の規定による教育委員会文は知事の諮 同に応じて行う学校教育、生殖学署、青少年教 市、文化芸術等の提別に関する重要事項及びス ポーツの展別に関する重要事項にあれ 常は並びにこれらの事項についての教育委員会	
州丙機四	島取果教育將議会	

		識	- 20		
	小中学校課	家庭· 地域教育課	阿替烷	文化財源	博物館
又は知事に対する建議に関する事務	<u>、 </u>	社会教育法。昭和24年法律第201日)第17条の規定 による社会教育に関する事項についての教育委 員会に対する助言及び変見具中に関する事務	<u>図書館法第1条の</u> 規定による態長の辞問に応じ て行う図書館奉仕についての館長に対する意見 具中に関する事務	文化収扱該次の利25年法律的21号)第190条の 現だによる教育委員会の諮問に応じて行う文化 がの保存及び括用に関する重要事項についての 認査務確定がにこれらの事項についての教育委員会に対する意見具中に関する事務	連物館法第20条に基づく博物館長の諮問に応じ で行う順長に対する意見見中に関する事務
	為取以教科用國書選定著議会	島取県社会教育委員	点取界立因書館協議会	島東京文化財保護常識会	局取県立庫約館協議会